

呉市教育委員会会議録
(令和元年10月25日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和元年10月25日定例会

- 1 開催日時 令和元年10月25日(金) 15:00開会
15:51閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部副部長 坂口 直美
教育部参事補 中島 正雄
教育総務課長 安倍 広志
学校施設課長 森川 英司
学校教育課長 高橋 伸治
学校安全課長 棚田 隆志
文化振興課長 多田 博
教育総務課主幹 新谷 剛弘
学校教育課主幹 安部 ほづみ
教育総務課主査 上野 美帆
- 5 傍聴者 1人
- 6 日 程
(1) 会期決定について
(2) 前回会議の報告
(3) 報告第24号 文化部活動の方針について
(4) 教議第48号 公の施設の指定管理者の指定について
(5) 報告第25号 呉市使用料, 手数料の見直しについて

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、森尾委員・船尾委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上 野 主 査 (令和元年9月27日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第4及び日程第5については議会に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第24号 文化庁活動の方針について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第24号「文化庁活動の方針について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

高 橋 課 長 それでは、報告第24号「文化庁活動の方針について」御説明いたします。

まず、資料に記述はございませんが、この方針策定に至った経緯について御説明いたします。

平成30年12月に文化庁より、文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示されております。この中に、「市区町村教育委員会は、本ガイドラインに則り、都道府県の文化庁活動の在り方に関する方針を参考に、設置する学校に係る文化庁活動の方針を策定する。」と示されております。このことを受け、今年6月に広島県教育委員会より示された文化庁活動の方針を参考にして、呉高等学校長を含めた関係中学校校長の意見交換会や中学校校長会での意見をまとめた結果、この度、呉市における文化庁活動の方針を策定いたしました。

それでは、方針の主な概要を御説明いたします。まず、方針策定の趣旨等については、資料3ページに載せておりますように、呉市立中学校及び高等学校の生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化庁活動が地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すことにあります。この際、重視する点については、その下に示している4点です。

各学校においては、1の適切な運営のための体制整備に向けて、(1)アにありますように、校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の文化庁活動に係る活動方針」を策定すること、また、文化庁顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画、活動実績を作成し、それをイにありますように、学校のホームページへの掲載等によ

り公表します。

また、資料4ページの2の合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組として、(1)の適切な指導の実施に向けて、例えばアにありますように、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰、ハラスメントの根絶を徹底するとともに、呉市教育委員会が適宜、支援及び指導、是正を行います。

また、資料5ページの3の適切な休養日等の設定として、(1)休養日及び活動時間の基準について、アの休養日にありますように、学期中は、週当たり2日以上休養日を設けること、長期休業中は、学期中に準じた扱いを行うこととしております。

さらに、資料6ページのイの活動時間については、1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うようにします。

ただし、高等学校の文化部活動は、中学校教育の基礎の上に活動されていることなどから、年間の活動時間が週平均16時間未満で活動することができることとしております。

このほか、資料7ページの4の生徒のニーズを踏まえた環境の整備として、(1)の生徒のニーズを踏まえた文化部の設置や、(2)の地域との連携等を行うこと、また資料8ページの5の参加する大会数の上限及び精査として、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請することや参加する大会数の上限を精査することを規定しております。

本件につきましては、本報告の後、11月の校長会において説明を行い、その後、各校で3学期のうちに本方針を基に調整を行い、新年度から各学校の方針を基に運営を始める予定です。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の報告第24号「文化部活動の方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 　部活が減る割に提出する書類が増えるなどして、教職員の事務量が増えたりするのではないですか。

高 橋 課 長 　若干事務量は増えますが、運動部の活動方針に準じて進めるため、円滑に進めていけると思います。様式についても、簡素化していくよう対応をしており、なるべく効率化を図りながら進めてまいります。

船 尾 委 員 　もう1点お願いします。8ページの(2)ウに保護者の理解と協力を促すと記載がありますが、どのような方法を取る予定でしょうか。

高 橋 課 長 　この方針を策定し、運営を開始する際に保護者懇談会やPTA総会等で説明をさせていただき、理解と協力を促していければと考えております。

佐々木委員 　学年によって、教え方などをある程度決定し、その年々で改良を重ねながら進めていけば、部活全体の教職員の仕事量が削減できると思います。

さらに、顧問の先生それぞれの裁量に応じて、部活の進め方などを変えられるような柔軟な環境づくりや、地域との繋がりなども同様に必要ではないかと思いますが、どのように対応されているのでしょうか。

高 橋 課 長 　なるべく教職員に負担が掛からないよう、各学校で最初に立てた方針を毎年加除

修正を行いながら進めていく予定です。年間計画や活動実績については、カレンダー式で簡単に入力できるような形になっており、様式についてもなるべく負担のかからないように対応を進めている状況でございます。

もう1点についてですが、先ほど説明させていただいた枠の中で、学校の校長と部活の顧問とで話し合いながら、実態に応じて進めていくよう校長会でもお願いをしております。地域との繋がりの部分については、地域の協力や施設の活用などをどのように進めていくかを話し合いながらの対応にはなりますが、なるべく良い環境、良い体制にしていくよう対応していく予定です。

森尾委員 新年度から開始ということですが、学校の働き方改革の対応へは、どのような影響がありますか。

高橋課長 運動部の活動方針を実施した際には、教職員の時間外勤務の軽減に繋がってきたと思いますので、文化部についても良い体制にしていけるよう、進めていく予定でございます。

船尾委員 部活動の顧問は、どのように決めているのでしょうか。

高橋課長 これまでの経験などを踏まえて、校長が教職員の思いを聞きながら、顧問を決定していきます。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(15:21)

教議第48号 公の施設の指定管理者の指定について

教育長 次に、日程第4の教議第48号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

多田課長 それでは、教議第48号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたしますので、資料9ページをお願いいたします。

本件は、提案理由でございますとおり、呉市立美術館の指定管理者を指定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長に意見を申し出るため、この案を提出するものでございます。内容につきましては、議案資料により説明させていただきますので、10ページをお願いいたします。

2の公の施設の概要につきましては、呉市立美術館の所在地、設置目的、施設規模等の概要について記載しております。施設といたしましては2施設ございまして、美術館本館は昭和57年8月、別館は平成5年4月設置でございます。美術館の利用状況でございますが、昨年度は西日本豪雨災害の影響もあり、45,043人の利用となっております。

指定管理業務に係る主要な決算の状況についてでございますが、平成30年度の呉市分の歳入は、別館の目的外使用に伴う施設使用料74万1千円、歳出は指定管理料の7,651万5千円でございます。

また、指定管理者におきましては、自主事業分を含め、収入は8,945万3千円、

支出は8,981万円でございます。資料16ページ及び17ページに参考資料1といたしまして、平成30年度の指定管理業務収支状況報告書を添付しておりますので、御参照ください。

資料10ページの最後の欄、呉市立美術館の指定管理実績でございますが、現在、平成27年4月から令和2年3月までを第1期期間として、公益財団法人呉市文化振興財団が管理運営を行っております。

続きまして、3の指定管理者の業務の範囲につきましては、11ページにまたがりますが、資料に記載のとおりでございます。呉市立美術館の施設、設備等の維持管理のほか、美術品等の収集・保管・展示、美術品・美術館資料の調査研究、施設利用等の業務を実施いたします。

4の指定期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

次に、5の団体（候補者）の概要でございますが、指定管理者の候補者は、公益財団法人呉市文化振興財団でございます。当財団は、市民の文化活動の振興に関する事業を行い、市民文化の向上、発展に寄与することを目的に、昭和57年4月に設立され、呉市において芸術文化振興事業等を実施している団体でございます。

続きまして資料12ページ、6の団体（候補者）から提出された事業計画書の概要につきましては、管理運営上の基本方針から経費縮減の取組まで、候補者から提案のありました計画の概要を記載しております。

利用促進の取組では、自主企画を含め、市民の多様なニーズに応える展覧会の開催などが、また、自主事業その他サービス向上の取組では、第1期の活動を振り返り、学校や他館との連携を密にした取組の展開などが提案されています。

資料13ページ、7の団体（候補者）から提出された期間中の収支計画につきましては、資料18ページ及び19ページに参考資料2といたしまして、令和2年度から5年間の指定管理業務収支計画書を添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、8の選定委員会による審査結果の概要についてでございます。(2)の審査基準でございますが、この度の選定方法は非公募であったため、呉市立美術館指定管理者申請要項においてあらかじめ示したとおり、採点による審査を行わず、各基準によりその適否を審査いたしました。

審査基準は、①利用者の平等な利用の確保、②施設の適切な維持管理、③施設の利用促進、④管理経費の縮減、⑤安定的な管理能力、⑥その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準の6項目でございます。

資料14ページ、(3)の審査結果でございますが、選定委員会による審査の結果、すべての項目で「適」となりました。評価した点といたしましては、基本方針・行動計画が明確に示されている、これまでの反省点に基づき、公立美術館としての役割を再認識し、新たな取組が提案されている、コミュニケーションの重要性を強く認識しており、他機関との更なる連携が期待できるという点でございます。

(4)選定委員会委員名簿につきましては、資料記載のとおりでございます。民間の学識経験者を含め、7名の委員により審査を行いました。

最後に、9の選定の理由でございますが、当該施設については、管理に極めて高度な専門性を要する施設であるため、公募を行わず公益財団法人呉市文化振興財団を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

なお、今後のスケジュールでございますが、本議案につきましては、教育委員会会議において承認をいただいた後、12月議会に提出する予定でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第4の教議第48号「公の施設の指定管理者の指定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 　5年間の収支計画書では赤字の見込みになっています。審査基準に「経営状況が安定しているか」という項目では、どのような判断だったのでしょうか。

多田課長 　文化振興財団につきましては、現在文化ホールの管理運営も行っておりますので、財団の中で補填をしながら管理・運営をしていく形を考えられているのだと思います。

佐々木委員 　美術品の購入費や、大きな修繕にかかる費用については積立金を計上し、そこで賄っていくように思うのですが、それに当たる項目が見当たらないので、これはどのように対応していかれるのでしょうか。

多田課長 　施設の大規模な修繕や改修につきましては、50万円以下については指定管理者の方で対応します。それ以上になりますと、市の方で予算を計上して対応するという協定になっております。

また、美術品の購入については、文化振興財団で積立等はしておりません。市の方でも美術品取得基金がございますが、現在そちらに積立はしていない状況です。美術品の購入についても、直近の10年以上、新規の購入は行っておりません。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第25号 呉市使用料、手数料の見直しについて

教 育 長 　次に、日程第5の報告第25号「呉市使用料、手数料の見直しについて」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

多田課長 　それでは、報告第25号「呉市使用料、手数料等の見直しについて」御説明いたしますので、資料21ページをお願いいたします。

まず、本件につきましては、呉市全体としての使用料等の定期的な見直しでございます。前回の平成25年の使用料改定時におきましても、全庁的な見直しの中での所管施設の現段階における使用料改定の概要案を報告させていただいていることから、この度も事前に概要案について報告させていただくものでございます。

なお、使用料改定に伴う条例改正案は12月市議会への提出議案となることから、本来であれば本日、条例改正案について教議いただき、承認を得るべきところでございますが、改定額等につきましては現在、財政課と協議、調整中でございます。条例改正資料も調整中の状況でございます。正式な条例改正案につきましては、11

月の定例会で教議させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、使用料改定の概要案につきまして御説明いたしますので、資料21ページ、1の改正の趣旨を御覧ください。この度の使用料改定は、公共施設を利用してサービスを受ける市民に、受益に見合った応分の負担を求めることで、受益を受けない市民との負担の公平性を図ることを目的に、令和2年4月1日を施行期日として、呉市全体として使用料及び手数料の見直しを行うものでございます。

3の改定額の算出方法等につきましては、これは財政課が示しているものですが、原価計算に基づき使用料等の額を決定し、現行使用料との乖離を算出し、その乖離率により使用料の改定額を算定する原価算定方式によることとしております。

なお、最終的な改定額につきましては、(3)にございますように先ほどの原価算定方式により算定された額（財務部案）について、類似施設とのバランス等を考慮し、必要な修正（調整）を加えているものがございます。これは使用料を改定することによって、例えば、著しく使用料が高額になる場合等については、改定率を独自に設定する、あるいは使用料を据え置くという調整を行うということでございます。

資料22ページ、4の改正の必要な条例一覧を御覧ください。今回の使用料改定に伴いましては、呉市立美術館条例ほか3件の条例改正が必要となる見込みでございます。なお、使用料改定を行わず、据え置きとする施設につきましては、条例改正は行いません。各施設の使用料改定案を説明させていただきますので、資料23ページをお願いいたします。

この度の使用料改定の基本的な考え方でございますが、使用料及び受益者負担の適正化を図るため、基本的には財政課案どおり改定することを基本としていますが、市内、県内類似施設とのバランスなどを考慮し、一部据え置きとしているものもございます。

まず、呉市立美術館の専用使用料でございます。現行の使用料は、展示室、講座室の広さ等に応じて使用料が設定されておりますが、財政課の改定案どおり、改定率1.5で改定していく予定です。

また、同美術館について、美術館の個人使用料でございますが、こちらにつきましても、財政課の改定案は改定率1.5でございまして、一般300円の観覧料を500円に改定となっております。県内の類似施設と比較いたしますと、例えば県立美術館の観覧料は570円、広島市現代美術館は370円でございますが、これらは呉市立美術館と比較して、展示点数、展示面積等、規模がかなり大きい美術館でございまして、観覧料がほぼ同額、あるいはこれらより高いというのはバランス的に難しいと考えております。県内の同規模施設とのバランスを考慮し、独自判断で使用料は据え置きとしてまいりたいと考えております。

続きまして、大空山青年の家の使用料につきましては、財政課の改定案は改定率1.5でございまして、青少年団体1人につき1泊300円を450円に改定となっております。財政課案どおり改定を行ってまいりたいと考えております。

また、野外活動センターの使用料でございますが、こちらも財政課の改定案は改定率1.5でございまして、例えばセントラルロッジの使用1回につき、2,400円を3,600円に改定となっております。改定案どおり改定を行ってまいりたいと考えて

おります。なお、この大空山青年の家及び野外活動センターにつきましては、いずれも改定を行っても、著しく高額ではなく、改定が妥当という判断でございます。

次に、体験学習施設の松寿苑と豊ふるさと学園の使用料でございますが、いずれも財政課の改定案は改定率1.5でございます。松寿苑で申し上げますと、一般の1泊3,000円を4,500円に改定となっております。こちらにつきましては、市内類似施設と比較して高額となり、バランスを保つため、独自判断で使用料は据え置きとしてまいりたいと考えております。

次に、鹿島地域社会教育施設の使用料でございますが、財政課の改定案は改定率1.5でございます。1人1泊220円を330円に改定となっております。改定しても大きな影響はないものと考え、財政課案どおり改定を行ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、御手洗地区文化施設乙女座の使用料でございますが、財政課の改定案は改定率1.5でございます。一般200円を300円に改定となっております。

こちらにつきましては、同一地区内でございます旧金子家住宅使用料とのバランスを保つ必要があると考えるため、独自判断で使用料は据え置きとしてまいりたいと考えております。

以上、現段階における文化振興課所管施設の使用料改定案でございます。今後、若干の変更が出る可能性もございますが、市全体のバランス等も見ながら、財政課と最終調整を行っていく予定です。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の報告第25号「呉市使用料、手数料の見直しについて」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 豊ふるさと学園はどういう施設でしょうか。

多 田 課 長 豊ふるさと学園とは、体験学習施設で野外活動や屋外研修など、そういった目的で使用していただく施設になります。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本件についてはこの程度とします。

以上で定例会を閉会します。

(15:51)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 森 尾 敬 介)

(委 員 船 尾 慎)

(令和元年10月25日定例会)